

事例番号：230009

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1 回経産婦。妊娠 36 週 3 日に胎動減少を主訴に外来を受診したが、胎児心拍数陣痛図では、一過性頻脈が認められずノンリアクティブであった。胎児心拍数基線は頻脈だったが、一過性徐脈はなかった。子宮収縮もなかった。超音波断層法で胎動が確認され、呼吸様運動もみられたが、羊水ポケットは 3 cm くらいで、羊水が少ないと判断され、2 日後の受診が指示された。

妊娠 36 週 5 日に外来を受診し、胎児心拍数陣痛図では、一過性頻脈は認められず、胎児心拍数基線細変動は正常下限、頻脈であった。胎児機能不全の判断にて、帝王切開で、児を娩出した。羊水混濁がみられ泥状であった。

児の在胎週数は 36 週 5 日で、出生時体重は 2842 g であった。開眼した状態で出生し、アプガースコアは、出生 1 分後 1 点（心拍 1 点）、5 分後 6 点（皮膚色 1 点、心拍数 2 点、反射 2 点、筋緊張 1 点、呼吸 0 点）であった。また、臍帯動脈血ガス分析値は、pH 7.446、 PO_2 24.6 mmHg、 PCO_2 38.8 mmHg、BE 2.1 meq/L であった。なお、胎盤の病理検査では異常所見は認められなかった。

その後、児は、新生児仮死・胎便吸引症候群の疑いで、総合周産期母子医療センターへ搬送された。入院時の胸部レントゲンでは胎便吸引症候群を疑う所見はなく、心臓・頭部・腹部の超音波断層法でも異常所見は認められな

かったが、生後19日目の頭部MRIで基底核病変が認められ、画像的にも重度の新生児仮死と診断された。

本事例は、病院における事例であり、産科医3名（経験12～35年）、小児科医1名（経験10年）、助産師1名（経験4年）、看護師3名（経験2～5年）がかかわった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺は、具体的に何が起こったのかを特定することは不可能であるが、妊娠35週1日から妊娠36週3日の間に、胎児への血流に何らかの一時的かつ重篤な障害ないし、これに類する出来事が生じたことが原因である可能性が高い。その後、それが解除されて子宮内での負荷の掛かる状態を脱したものの、この出来事が脳性麻痺発症につながったと考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠35週1日までの妊娠中の診療は、一般的な産科医療の基準内である。妊娠36週3日に胎動減少を主訴に受診した際、胎児心拍数モニタリングと超音波画像検査を行い、児の健康状態を確認したことは一般的な医療である。しかし、検査結果を妊娠35週1日の所見と比較すると異常所見を認めており、この時点で、入院させずに、連続監視を行わなかったのは一般的ではない。

妊娠36週3日の2回目の胎児心拍数モニタリングで一見、胎児心拍数基線細変動があるように見えるが、この所見は超音波ドプラーが、児の心臓に正しく向いていないための雑音であり、正常化したと判断したのは一般的ではない。

帝王切開の時期に関しては、妊娠36週3日か、妊娠36週5日か、産科医委員の間でも議論が分かれた。ただし、前回帝王切開分娩であることを考慮し、分娩様式を帝王切開と決定した判断は適確である。

新生児蘇生については適確である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎児心拍数モニタリングの正確な判断をするために、前回のモニタリング用紙と今回の用紙を並べて比較することが強く勧められる。胎児の状態が悪化したと判断される場合は、高次医療施設に搬送するか、入院させて様々な検査を行い、厳重に管理する必要がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

3) わが国における産科医療体制について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

本事例のように、受診と受診の間の妊娠中に起こった出来事が脳障害に関連した、と推測される症例の蓄積が必要であり、その後、どのような対策が可能かを検討する必要がある。

現時点では、胎児心拍数モニタリングの異常所見のみで胎児の健康状態を判定し、帝王切開などの急速遂娩術の施行を決定することが行われているが、その方法には限界がある。特に正常と異常の境界領域にある所見では判断に苦慮することが多い。また、現在は本事例のように妊娠中に発生する胎児血流の障害などを予測し、予防することはほとんど不

可能に近い。妊娠中の胎児脳障害のさらなる基礎的・臨床的検討が今後望まれる。

胎動減少時の対応については、既に産婦人科診療ガイドライン、産科編2008年に記載されているが、児のwell-being評価で異常が認められる場合に関して、より具体的な対処方法の提示が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

自宅での突発的出来事を予知したり、監視したりする器機の開発に繋がる研究を経済的に支援すること、および胎児心拍数モニタリングの判定を補助するために、例えば胎児血中酸素飽和度やpHを直接測定する器機の開発につながる研究を経済的に支援することが望まれる。